



議案第百三十三号

三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり、三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年十二月十七日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十六年拾月拾七日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町保育所の設置及び管理に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十二号）の一部を、次のように改正する。

別表中

三朝保育園	三朝町大字山田六百八番地	八五人
三朝保育園	三朝町大字山田六百十一番地の一	一二〇人

を、
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、定員に関する改正規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。